

セコメディック訪問看護ステーションの運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団誠馨会が開設するセコメディック訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、主治医の指示によりその居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、訪問看護を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 セコメディック訪問看護ステーション
- 2 所在地 千葉県船橋市豊富町696-1 セコメディック病院

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減する事が出来る。

- 1 管理者 看護師1人（常勤）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- 2 看護師等 常勤換算2.5人以上（管理者含む）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し国民の祝日及び年末年始等セコメディック病院の休診日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時、但し土曜日は午前8時30分から12時までとする。

3 電話等により、24 時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、別途定める料金表に基づきの利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 死後の処置料（材料費含む）
 - (2) 介護保険は次条に定める通常の事業の実施地域を超える場合の交通費
医療保険は往復の交通費
 - (3) 休業日に訪問看護を行った場合の休日料金（医療保険のみ）
 - (4) 長時間加算算定日以外の訪問で、1 時間 30 分を超えた場合の超過料金（医療保険のみ）
 - (5) 前日までに連絡がない場合のキャンセル料
 - (6) 訪問先に駐車場がない、または使用できない場合の駐車料金

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市のステーションから半径10キロメートル未満とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 10 条 ステーションは、看護師等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは利用者の虐待防止のための措置を定めるものとする
- ① 組織内の体制：責任者の選定 (基本は管理者が行う)
委員会の設置
従業者の研修計画 (年 1 回・オンライン)
 - ② 事案が発生した場合の対応方法の周知
 - ・ 責任者への報告
 - ・ 市町村・関係機関への通報・報告・協同
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠馨会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。